○文部科学省令第三十一号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）及び私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第三百十二号）の施行に伴い、並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第一項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

文部科学大臣　関　芳弘

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（異動報告） **第一条**　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内（第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じたときは、五日以内）に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一　法第十四条第一項に定める加入者（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）附則第五項の規定による加入者を含み、施行令附則第七項の規定により施行令附則第五項の規定による加入者とみなされた者を除く。）となつたとき又は新たに就職したとき。 二　［略］ 三　加入者（施行令附則第八項に規定する施行令附則第五項の規定による加入者（次号及び第四号において「施行令附則第五項加入者」という。）を含む。次号を除き、以下同じ。）が法第十六条各号又は施行令附則第九項第一号に掲げる事由に該当するに至つたとき。 四　施行令附則第五項加入者が、施行令附則第九項第二号に掲げる事由に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、法第十四条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき又は加入者が、施行令附則第七項の規定により施行令附則第五項の規定による加入者とみなされたとき。 五　加入者の氏名、住所、個人番号若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、施行令第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。 六　［略］ 2　［略］	（異動報告） **第一条**　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内（第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときは、五日以内）に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一　法第十四条第一項に定める加入者となつたとき又は新たに就職したとき。 二　［同上］ 三　法第十六条各号に掲げる事由に該当するに至つたとき。 ［号を加える。］ 四　加入者の氏名、住所、個人番号若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。 五　［同上］ 2　［同上］